

熊本市営繕工事における週休2日工事実施要領

制定 令和元年（2019年）9月6日公共建築部長決裁
改定 令和3年（2021年）3月4日公共建築部長決裁
改定 令和5年（2023年）6月1日公共建築部長決裁
改定 令和5年（2023年）9月11日公共建築部長決裁
改定 令和6年（2024年）2月15日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の規定により、令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業へ適用されることから、熊本市では建設業界における週休2日のさらなる普及に向けた取組みとして、「週休2日工事」を実施する。

（用語の定義）

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）週休2日工事

週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

（2）週休2日（現場閉所型）工事

対象期間（現場閉所又は現場休息）において4週8休以上の休日（現場閉所又は現場休息）を確保する取組みをいう（曜日の特定はない。）。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）休日（現場閉所又は現場休息）

現場閉所又は現場休息を行った日をいう。

（6）対象期間（現場閉所又は現場休息）

工事着手日から完成通知提出日までをいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）を除く。

（7）現場閉所（現場休息）率

対象期間内の休日（現場閉所又は現場休息）の日数を対象期間（現場閉所又は現場休息）

の日数で除した値を百分率で表した値をいう。

(8) 週休2日(交替制)工事

対象期間(交替制)において、全ての対象者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。

(9) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ)全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者、技能労働者は除く。

(10) 対象期間(交替制)

工事着手日から完成通知提出日までをいう。ただし、下請けについては施工体制台帳上の工期を基本とし、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点在している場合には、受発注者間の協議により対象期間について適宜設定するものとする。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(11) 休日(交替制)

対象者が、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して作業を行わない状態をいう。

(12) 休日率

対象者の対象期間内の休日(交替制)の日数を対象期間(交替制)の日数で除した値を百分率で表した値をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、熊本市が発注する全ての営繕工事とする。ただし、次の各号に掲げる工事は、その対象としない。

(1) 設計金額250万円未満の工事

(2) 緊急を要する工事

(3) 週休2日工事の対象とすることが適切ではないと発注者が判断する工事

(週休2日工事)

第4条 週休2日工事は、週休2日(現場閉所型)工事を原則とする。

2 受注者において、工期や作業工程の制約等により週休2日(現場閉所型)工事を実施することが困難と判断した場合は、契約後かつ工事着手日までに発注者へ発議すること。

3 前項の発議後、受発注者間で協議を行い、発注者が認めた場合は週休2日(交替制)工事へ変更することができる。

(発注手続き)

第5条 発注者は、当初設計時に、4週8休以上の週休2日の補正係数を労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じて予定価格を算出するものとする。

なお、見積りに含まれる労務費は補正の対象としない。

- 2 発注者は、「週休2日工事」であることを工事施工条件（現場説明書）に明示する。
（実施方法）

第6条 受注者は、総合施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表（別紙1参照）を監督員に提出し、休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表の作成に当たっては、週休2日（現場閉所）工事の定義を反映させることとする。なお、追加工事等に伴い対象期間（現場閉所又は現場休息）が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

- 2 第4条第3項の規定により週休2日（交替制）を採択した受注者は、前項の規定にかかわらず総合施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（交替制）取得計画表（別紙2参照）を監督員に提出するものとする。また、下請け分は、各下請けが該当する工事に入る前に工種別施工計画書とともに休日（交替制）取得計画表を提出するものとする。休日（交替制）取得計画表の作成に当たっては、週休2日（交替制）工事の定義を反映させることとする。なお、休日（交替制）取得計画表については対象者の休日率を確認するためのものであり、別の様式で確認できれば別紙2以外とすることができる。対象期間（交替制）が変更となる場合は、その都度、休日（交替制）取得計画表（変更）を監督員に提出しなければならない。

- 3 受注者は、休日（現場閉所又は現場休息）取得計画実績表により休日（現場閉所又は現場休息）の実施状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出するものとする。

- 4 第4条第3項の規定により週休2日（交替制）を採択した受注者は、前項の規定にかかわらず休日取得実績表（別紙3参照）により休日（交替制）の取得状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出するものとする。

- 5 監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所及び現場休息）取得計画実績表又は休日（交替制）取得実績表により現場閉所（現場休息）率又は休日率を確認する。

- 6 受注者は「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示するものとする。（別紙4参照）なお、掲示することで周囲へ「宣言」できるものであれば、別紙4以外とすることができる。

（変更契約）

第7条 現場閉所（現場休息）率又は休日率を確認した結果、達成状況が4週8休に満たない場合は、第5条の規定により労務費に補正係数を乗じることにより増額した額を減額するものとする。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、4週8休以上の現場閉所（現場休息）率又は休日率を達成した工事について、工事成績評定において適切に評価する。なお、達成できなかった工事について、減点を行わないものとする。

(週休2日実施証明書の交付)

第9条 発注者は、4週8休以上の現場閉所(現場休息)率又は休日率を達成した工事について、その受注者に週休2日実施証明書(別紙5参照)を工事完成日から2週間以内に交付する。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年(2019年)9月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年(2021年)4月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年(2023年)6月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年(2023年)10月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年(2024年)3月1日以降に契約依頼を行う業務に適用する。